吸収分割に関する事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面）

2020 年 2 月 25 日

出光興産株式会社

2020年2月25日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
出光興産株式会社
代表取締役社長　木藤　俊一

吸収分割に係る事前開示事項

出光興産株式会社(以下「出光興産」といいます。)は、2020年2月14日に、昭和シェル石油株式会社(以下「昭和シェル」といいます。)との間で吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を締結いたしました。出光興産は、本吸収分割契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、出光興産の連結子会社である昭和シェルと昭和シェルの全ての従業員との間の雇用契約に関する権利義務を出光興産に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施いたします。本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項(会社法施行規則第192条第1号)

出光興産は、昭和シェルの発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割に際して、昭和シェルに対して、株式、その他の金銭等を交付いたしません。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項(会社法施行規則第192条第2号)

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第192条第3号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 192 条第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙 3 のとおりです。

6. 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 192 条第 6 号)

別紙 4 のとおりです。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 192 条第 7 号)

別紙 5 のとおりです。

以 上

別紙１

吸収分割契約書

出光興産株式会社（以下「甲」という。）及び昭和シェル石油株式会社（以下「乙」という。）は、乙と乙の全ての従業員との間の雇用契約に関する権利義務を甲に承継させる吸収分割について、以下の通り吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本吸収分割）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収分割承継会社とし、乙を吸収分割会社として、本効力発生日（第 5 条において定義する。）をもって、乙と乙の全ての従業員との間の雇用契約に関する第 3 条第 1 項に定める権利義務を甲に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を実施する。

第２条（吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号及び住所は、それぞれ次の各号の通りである。

(1)　吸収分割承継会社
　　商　号 ：出光興産株式会社
　　住　所 ：東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号

(2)　吸収分割会社
　　商　号 ：昭和シェル石油株式会社
　　住　所 ：東京都港区台場二丁目 3 番 2 号

第３条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 本吸収分割により乙から甲に承継される資産、債務その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載の通りとする。
2. 乙から甲に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第４条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

甲は、本吸収分割に際して、乙に対して、前条第 1 項に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第５条（本効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020 年 4 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行に応じて必要な場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上でこれを変更することができる。

第 6 条（簡易・略式分割）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約につき同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収分割を行う。

第 7 条（本吸収分割の条件変更及び本吸収分割の中止）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本吸収分割の実行に重大な支障となり得る事象が発生し又は判明した場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 8 条（誠実協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で誠実に協議する。

［本頁以下余白］

本契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2020年2月14日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
甲：　出光興産株式会社
代表取締役社長　木藤　俊一

東京都港区台場二丁目3番2号
乙：　昭和シェル石油株式会社
代表取締役　社長　新留　加津昭

別　紙

承継権利義務明細表

本吸収分割により甲が乙から承継する資産、債務その他の権利義務は、以下の通りとする。

1.　資産

乙が本吸収分割の効力発生の直前時（以下「本基準時」という。）において保有する以下の資産のうち、乙から甲への承継が法令上可能であるもの。なお、以下の 3.及び 4.の規定により甲に承継される契約及び労働協約に付随又は関連する資産を含む。

(1)　流動資産

① 前払費用（労働保険料の前払分及びその他の人事関連のもの）
② 従業員立替金（社会保険料の社員負担分、共済会給付及びその他の人事関連のもの）
③ 立替金（出向者に関する費用の出向先負担分）
④ 親会社預託金。但し、本吸収分割により甲に承継されない債務（未払法人税、未払法人事業税、未払法人住民税、未払消費税及びその他の租税に関する債務を含む。）に相当する額を除く。
⑤ 受取出向料、社宅賃借料の精算、法定福利費及び法定外福利費等に関する未収入金

(2)　固定資産

① 借上社宅敷金
② 長期前払費用（借上社宅礼金）
③ 長期未収金（出向者の退職給付に関する未精算費用）
④ 長期立替金（適格年金取崩に伴う立替金）
⑤ 前払年金費用

2.　債務

乙が本基準時において負担する以下の負債のうち、乙から甲への承継が法令上可能であるもの。なお、以下の 3.及び 4.の規定により甲に承継される契約及び労働協約に付随又は関連する負債を含む。

(1) 流動負債

① 支払出向料、社宅賃借料、法定福利費及び法定外福利費等に関する未払金及び未払費用
② 従業員預り金
③ 賞与引当金

(2) 固定負債

退職給付引当金

3. 雇用契約及び労働協約

(1) 雇用契約

本基準時において有効な乙と乙の全ての従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務（本基準時における乙の全ての従業員に対する退職金、確定給付企業年金に基づく給付及び年金に関する権利義務を含む。）。

(2) 労働協約

乙と全国昭和シェル石油労働組合との間で締結した労働協約。

4. 契約（雇用契約を除く）

本基準時において有効な乙を当事者とする以下の契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務。但し、乙の中東事務所の運営に付随又は関連して締結されている契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務を除く。また、本吸収分割による契約の移転につき当該契約の相手方の同意等を要するものについて当該同意等が本基準時までに得られない場合、又は、本契約締結後、法令上若しくはその他の事由により承継が困難であることが判明した場合において、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を承継の対象から除外することを甲及び乙が合意したときは、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務は甲に承継されない。

① 退職給付信託契約
② 社宅に関する契約
③ 福利厚生施設の利用に関する契約
④ 財産形成貯蓄に関する契約
⑤ 前各号のほか、乙と乙の従業員との間の雇用契約に付随又は関連して、乙の従業員の福利厚生又は乙の人事制度上の目的のために、乙が締結している契約

以　上

別紙２

【吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次頁以降に記載のとおりです。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
Ⅰ 流動資産	**623,875**	**Ⅰ 流動負債**	**552,142**
現金及び預金	43,900	買掛金	278,433
売掛金	238,768	短期借入金	70,875
商品及び製品	82,348	1年内償還社債	10,000
原材料及び貯蔵品	128,282	リース債務	304
前払費用	705	未払金	128,715
短期貸付金	104,823	未払法人税等	991
繰延税金資産	4,940	未払費用	11,846
その他	20,807	前受金	16,942
貸倒引当金	△ 702	預り金	31,925
		賞与引当金	1,769
		その他	337
Ⅱ 固定資産	**283,493**		
有形固定資産	**164,708**		
建物	29,416	**Ⅱ 固定負債**	**130,234**
構築物	17,272	長期借入金	42,329
タンク	2,804	長期未払金	10,000
機械及び装置	18,121	リース債務	844
車両・運搬具	24	退職給付引当金	58,229
工具・器具・備品	2,945	特別修繕引当金	3,278
土地	92,581	その他	15,551
リース資産	186		
建設仮勘定	1,356	**負債合計**	**682,376**
無形固定資産	**6,827**	**純資産の部**	
借地権	3,464	**Ⅰ 株主資本**	**224,499**
ソフトウェア	3,339	**資本金**	**34,197**
その他	22	**資本剰余金**	**22,045**
投資その他の資産	**111,958**	資本準備金	22,045
投資有価証券	7,158	**利益剰余金**	**168,405**
関係会社株式	73,540	利益準備金	6,749
出資金	527	その他利益剰余金	161,655
関係会社出資金	1,148	固定資産圧縮積立金	14,902
長期貸付金	6,723	特別償却準備金	800
長期前払費用	845	別途積立金	5,550
繰延税金資産	12,317	繰越利益剰余金	140,402
その他	8,163	**自己株式**	**△ 149**
貸倒引当金	△ 43	**Ⅱ 評価・換算差額等**	**493**
前払年金費用	1,576	その他有価証券評価差額金	460
		繰延ヘッジ損益	32
		純資産合計	**224,992**
資産合計	**907,368**	**負債・純資産合計**	**907,368**

(注)百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自　2018年1月1日　至　2019年 3月31日）

（単位:百万円）

Ⅰ 売上高		2,906,113
Ⅱ 売上原価		2,712,917
売上総利益		193,195
Ⅲ 販売費及び一般管理費		93,794
営業利益		99,401
Ⅳ 営業外収益		
受取利息	414	
受取配当金	5,480	
為替差益	157	
貸倒引当金戻入額	48	
その他	1,147	7,248
Ⅴ 営業外費用		
支払利息	2,840	
その他	820	3,660
経常利益		102,988
Ⅵ 特別利益		
固定資産売却益	1,376	
投資有価証券売却益	4,117	
LPG事業に係る違約金の分担額	12,826	
その他	159	18,479
Ⅶ 特別損失		
固定資産処分損	2,655	
減損損失	1,648	
子会社株式評価損	45,713	
投資有価証券評価損	244	
LPG事業に係る違約金	25,652	
その他	590	76,504
税引前当期純利益		44,963
法人税、住民税及び事業税	27,101	
法人税等調整額	325	27,427
当期純利益		17,536

（注）百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自2018年1月1日　至2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2018年1月1日残高	34,197	22,045	28	22,074	6,749	15,268	1,166	5,550	147,926	176,660
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 366			366	－
特別償却準備金の取崩							△ 365		365	－
剰余金の配当									△ 15,820	△ 15,820
当期純利益									17,536	17,536
自己株式の取得										
自己株式の消却			△ 28	△ 28					△ 9,971	△ 9,971
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	―	―	△ 28	△ 28	―	△ 366	△ 365	―	△ 7,523	△ 8,255
2019年3月31日残高	34,197	22,045	―	22,045	6,749	14,902	800	5,550	140,402	168,405

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2018年1月1日残高	△ 145	232,786	2,240	△ 174	2,065	234,852
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩						
特別償却準備金の取崩						
剰余金の配当		△ 15,820				△ 15,820
当期純利益		17,536				17,536
自己株式の取得	△ 10,003	△ 10,003				△ 10,003
自己株式の消却	9,999					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△ 1,780	207	△ 1,572	△ 1,572
事業年度中の変動額合計	△ 3	△ 8,287	△ 1,780	207	△ 1,572	△ 9,860
2019年3月31日残高	△ 149	224,499	460	32	493	224,992

（注）百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

（ア）子会社株式及び関連会社株式　・・・ 移動平均法による原価法

（イ）その他有価証券

時価のあるもの　・・・ 決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　・・・ 移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法　・・・ 時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品　・・・ 主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

（２）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　・・・ 定額法

耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）　・・・ 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

③リース資産　・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

①貸倒引当金　・・・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　・・・ 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度対応分を計上しております。

③退職給付引当金　・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の見込額が退職給付見込額から未認識数理計算上の差異を控除した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表の投資その他の資産に計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13 年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④特別修繕引当金　・・・ 消防法により定期開放点検が義務づけられたタンクに係る点検修理費用の当事業年度に対応する見積額を計上しております。

（４）ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
為替予約取引	外貨建予定取引
金利スワップ取引	借入金の利息
原油・石油製品先物取引、先渡取引	原油・石油製品等売買取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、為替変動リスク・金利変動リスク・原油及び石油製品等の価格変動リスクを回避することを目的としております。

④ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にした比率分析により判定しております。なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり相場変動を完全に相殺できると想定できる場合には有効性評価を省略しております。また、特例処理を採用している金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

（５）消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保提供資産の種類

土地	6,967 百万円

②担保付債務

未払金	4,453 百万円

（上記の担保提供資産には、上記債務の他、関係会社の東亜石油株式会社の未払金（当事業年度末 15,297 百万円）に対するものが含まれております。）

（２）有形固定資産の減価償却累計額　185,849 百万円

（減価償却累計額には、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することによる、減損損失累計額が含まれております。）

（３）保証債務

銀行借入等の債務保証	3,161 百万円
従業員（財形住宅融資金）に対する債務保証	234 百万円
計	3,396 百万円

（４）関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	152,751 百万円
長期金銭債権	6,723 百万円
短期金銭債務	171,553 百万円
長期金銭債務	10,674 百万円

３．損益計算書に関する注記

（１）関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	437,719 百万円
仕入高	696,813 百万円
営業取引以外の取引高	15,708 百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式数	171,189 株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因となった主な項目は次のとおりです。

（繰延税金資産）	
退職給付引当金	17,421 百万円
固定資産減損損失	10,420 百万円
LPG 事業に係る違約金	7,854 百万円
投資有価証券等評価損	34,812 百万円
貸倒引当金	228 百万円
売上割戻	2,983 百万円
その他	6,314 百万円
繰延税金資産小計	80,035 百万円
評価性引当額	△51,135 百万円
繰延税金資産合計	28,900 百万円
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮準備金	6,572 百万円
LPG 事業に係る違約金分担額	3,927 百万円
その他有価証券評価差額金	386 百万円
その他	756 百万円
繰延税金負債合計	11,642 百万円
繰延税金資産の純額	17,258 百万円

６．関連当事者との取引に関する注記

（１）親会社及び主要株主等

関連当事者の種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	ｻｳｼﾞ・ｱﾗﾋﾞｱﾝ・ｵｲﾙ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ	被所有 間接 15.1%	原油・製品の購入	原油・製品の購入	1,011,406	買掛金	74,179
主要株主	出光興産株式会社	被所有 直接 31.6%	原油・製品の購入と販売	LPG 事業に係る違約金分担額	12,826	未収入金	12,826

取引条件及び取引条件の決定方針等

原油・製品の購入については、市場価格を勘案し価格交渉の上、決定しております。

（注） 1. ｻｳｼﾞ・ｱﾗﾋﾞｱﾝ・ｵｲﾙ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ（ｻｳｼﾞ・ｱﾗﾑｺ社）は、法人主要株主であるｱﾗﾑｺ・ｵｰﾊﾞｰｼｰｽﾞ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ・ﾋﾞｰ・ﾌﾞｲ（ｵﾗﾝﾀﾞ）の親会社です。

2. 取引に係る消費税は不課税であり、期末残高には消費税は含まれておりません。

（２）子会社及び関連会社等

関連当事者の種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	昭和四日市石油株式会社	所有直接 75.0%	石油の精製等 資金の融資 役員の兼任	揮発油税の立替等	184,843	未払金	42,656
				資金の貸付	49,983	貸付金	48,424
子会社	東亜石油株式会社	所有直接 50.1%	石油の精製等 資金の融資 役員の兼任	揮発油税の立替等	135,121	未払金	35,486
				資金の貸付	10,287	貸付金	9,200
子会社	ｿｰﾗｰﾌﾛﾝﾃｨｱ株式会社	所有直接 100.0%	資金の融資 役員の兼任	資金の貸付	24,700	貸付金	18,400
子会社	RS リニューアブルズ株式会社	所有直接 100.0%	資金の融資 役員の兼任	資金の貸付	14,095	貸付金	15,000
関連会社	西部石油株式会社	所有直接 38.0%	石油製品等の購入 役員の兼任	石油製品等の購入	589,238	買掛金	52,398
				原油の立替購入	－	売掛金	18,435
関連会社	丸紅ｴﾈﾙｷﾞｰ株式会社	所有直接 33.4%	石油製品の販売	石油製品の販売	161,838	売掛金	10,997
関連会社	ジクシス株式会社	所有直接 20.0%	LPG の販売	LPG 事業に係る違約金	10,000	長期未払金	10,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 石油製品等の販売及び購入については、市場価格を勘案し価格交渉の上、決定しております。
   （注） 上記取引金額のうち、期末の残高には消費税等が含まれており、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
3. LPG 事業に係る違約金については、ジクシス株式会社の株主との間で株主間契約に関連する違約金の取扱いに基づいて決定しております。

（３）兄弟会社等

関連当事者の種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社の子会社	ｲﾃﾞﾐﾂ・ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ（ｱｼﾞｱ）ﾋﾟｰ・ﾃｨｰ・ｲｰ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	なし	原油・製品等の購入・販売	原油・製品等の販売	181,147	売掛金	15,373

取引条件及び取引条件の決定方針等

原油・製品の購入については、市場価格を勘案し価格交渉の上、決定しております。

（注） 取引に係る消費税は不課税であり、期末残高には消費税は含まれておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　604.13 円

１株当たり当期純利益　46.78 円

８．重要な後発事象に関する注記

連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

事　　業　　報　　告

自　2018 年 1 月 1 日

至　2019 年 3 月 31 日

当社グループの第 107 期、すなわち 2018 年 1 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日に至る期間についての事業の概要を、次のとおりご報告申し上げます。

1. 当社グループの現況に関する事項

⑴ 事業の経過およびその成果

経営環境の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資や雇用環境の改善傾向が続き緩やかな回復基調にある一方で、米中貿易摩擦の激化や中国経済の減速、英国 EU 離脱などの影響により先行きが不透明な状態が続きました。国内石油製品は、ガソリンについては車両の燃費改善などの構造的要因による若干の需要減、灯油などの中間留分については暖冬の影響、また、重油については電源の多様化等の影響に伴う電力向け重油の需要の減少により、石油製品全体で前年度を下回りました。

ドバイ原油価格は、米国の対イラン経済制裁に伴う供給懸念等を背景に秋口まで 1 バレル 70 ドル超まで上昇していたものの、11 月以降は需給の緩和や世界経済の先行き不透明感等により 40 ドル台まで下落しましたが、その後、OPEC（石油輸出機構）協調減産の効果等により戻り基調となりました。この結果、平均価格では前期比 1 バレルあたり 13.5 ドル上昇し、69.3 ドルとなりました。

石油化学製品需要は、アジアを中心に堅調に推移した結果、石油化学原料であるナフサの平均価格は、前期比で 1 トンあたり 100 ドル上昇し、619 ドルとなりました。

円の対米ドルレートは、年度初めは 107 円でスタートしましたが、米国の政策金利の引き上げ等により、10 月には 115 円台まで円安が進みました。その後、概ね 1 ドル 110 円台から 114 円台の範囲で安定して推移し、平均レートは前期比 0.1 円円高の 1 ドル 110.8 円となりました。

各事業の経過および成果

当社グループの事業別の状況は、以下のとおりです。

【石油事業】

原油調達に関しましては、調達先の多様化を進め、原油市場の情勢を勘案しつつ当社グループ製油所全体にとって最適な調達となるよう努めました。

製造・供給につきましては、安全かつ安定的な操業を最優先としつつ、国内外の需要動向や製品市況の変化に機敏に対応し、収益を最大化するべく、当社グループ製油所全体の最適生産に努めました。

石油小売事業に関しましては、収益力強化を実現するため、「製品およびサービスの差別化」をコア戦略とし、サービスステーションにおける高性能プレミアムガソリン「Shell V-Power」や異業種間共通ポイントサービス「Ponta」といった差別化戦略を継続したほか、系列サービスステーションで使えるスマートフォン用無料アプリ「Shell Pass」の展開、日本ピザハット株式会社との協業店舗の第 1 号店のオープンなど、お客様満足度向上のための新たな施策を精力的に展開しました。この結果、当連結会計年度における当社のガソリン・灯油・軽油などの燃料油販売数量は、全体としては前年を下回ったものの、サービスステーションにおいては、業界平均の前年伸率を上回って推移しました。

また、中期事業戦略で掲げた石油事業における「低炭素社会の実現に向けた取り組み」として、関東初となる大型 LNG トラックへの燃料供給を開始したほか、サンフランシスコ空港において、全日本空輸株式会社、日本航空株式会社の運航便向けにバイオジェット燃料の供給を国内石油元売会社として初めて実施しました。

付加価値製品である潤滑油に関しましては、シェルルブリカンツジャパン株式会社を通じて、お取引先様が期待する製品・サービスの提供の維持・拡大に取り組んでおります。

石油化学事業に関しましては、アジア・中東地域における石油化学工場の新増設が続いている一方で製品需要は底堅く、当社の主力製品であるミックスキシレンを中心に、製品市況は堅調に推移しました。また、前年は昭和四日市石油株式会社の四日市製油所において大規模な定期修理を行っており、その反動から当連結会計年度の生産・販売数量は、前年比で大きく増加しました。

このような取組みの結果、石油事業の売上高は 2 兆 9,360 億円（前連結会計年度比 52.8%の増収）、営業利益は 1,030 億円（前連結会計年度比 181 億円の増益）となりました。在庫影響を除いた場合の連結営業利益相当額は、919 億円となり、前連結会計年度比では 316 億円の増益となりました。

【エネルギーソリューション事業】

太陽電池事業に関しましては、海外市場における厳しい競争環境に鑑み、引き続き、より高い収益性が見込まれる国内市場へ経営資源を集中する戦略を推進しております。

販売面につきましては、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取価格の継続的引き下げにより、国内のパネル販売価格は引き続き下落傾向にあるものの、海外市場と比較すると依然として収益性が高く、「SmaCIS（スマシス）」や「SFK シリーズ」といった住宅向けの戦略商品を中心とした販売活動を展開しました。

生産面につきましては、主力の国富工場（宮崎県東諸県郡国富町、公称年産能力 900MW）に全ての生産を集約したうえで、販売と需要動向に合わせたフレキシブルな生産体制を基本とした生産活動を行いました。

研究開発分野につきましては、引き続きパネルの出力向上に取り組み、12 月には国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との共同研究を通して、カドミ

ウムを含まないCIS系薄膜太陽電池のセル（約1c㎡）において、CIS系薄膜太陽電池の世界最高記録となるエネルギー変換効率23.35%を達成しました。

電力事業に関しましては、将来に向けての事業基盤強化のため、米国における天然ガス火力発電事業への参入として、株式会社日本政策投資銀行と共同でオハイオ州の案件への投資を決定するとともに、米国ニューヨーク州における天然ガス火力発電事業にも単独での投資を決定しました。また、国内におきましては、石油事業とのシナジーのある東亜石油水江発電所を自社電源として活用し、小売電力の販売を拡大してまいりました。加えて、ENECHANGE株式会社などへの出資による業務提携を行い、より魅力的な電力供給サービスの提供に向け、電力・デジタル領域におけるサービス開発への取り組みを強化しました。さらに、2019年4月1日に一般家庭向け電気料金プランをリニューアルし、「Sプラン」と「オール電化プラン」の 2 つの新料金プランの提供を開始しております。これらの活動により、当連結会計年度における電力事業の営業利益は、前年比増益となりました。

このような取組みの結果、エネルギーソリューション事業の売上高は1,363億円（前連結会計年度比19.0%の増収）、営業損失は95億円（前連結会計年度比16億円の減益）となりました。

【その他事業】

その他事業に関しましては、建設工事や自動車用品の販売、当社所有のオフィスビルの賃貸などを行っており、その売上高は105億円（前連結会計年度比4.3%の増収）、営業利益は18億円（前連結会計年度比3億円の増益）となりました。

出光興産株式会社との経営統合について

当社および出光興産株式会社は、2018年12月18日に開催した両社の臨時株主総会における承認および経営統合に必要な関係各庁からの許認可の取得を受け、2019年4月1日付で出光興産株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しております。

また、2019年5月15日開催の当社および出光興産株式会社の取締役会において、当社と出光興産株式会社の間で、2019年7月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、出光興産株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を承認し、同日付で締結いたしました。

⑵ 対処すべき課題

前述のとおり、当社および出光興産株式会社は、2019年4月1日付で出光興産株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することにより、経営統合を行いました。また、来たる2019年7月1日を効力発生日として、当社を

吸収分割会社とし、出光興産株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行う予定です。吸収分割の実行により、本経営統合を推進し、両社の組織および事業のさらなる一体化を図り、統合新社として、以下に記載する経営方針（ビジョン）に基づき、今後の対処すべき課題に一丸となって取り組んでまいります。

経営方針

私たちは、ダイバーシティ＆インクルーシブネスをもとに、環境・社会と調和を図りながら、お客様・ステークホルダーとともに、新たな価値創造に挑戦し続ける日本発のエネルギー共創企業です。

・ 多様なエネルギー・素材を安定的に届けます。
・ 培ってきた課題解決力を、世界に展開します。
・ 変化への適応性に富む、レジリエントな企業体を作ります。

対処すべき課題

① 環境認識

国内経済は、雇用・所得の環境が改善するなか、個人消費の回復基調が継続しております。一方で、中国経済の減速に加え、一部先進国での保護主義的傾向の高まりや米中の貿易協議の停滞により、世界的な景気低迷が懸念されております。また、中東・アジア・南米等での地政学リスクは前年度より増してきている状況であります。

石油製品の需要について、国内市場は、電気自動車やプラグインハイブリッド車（PHV）の普及や省エネルギーの進展に伴い、中長期的な需要の減少が避けられませんが、海外ではアジアの新興国を中心に、当面は堅調な需要の伸長が見込まれております。

② セグメント毎の課題

統合新社のセグメント毎の具体的な課題は以下のとおりであります。

ア．燃料油セグメント

（ア）石油精製の最適化

石油精製については、長期的なコスト競争力向上と設備信頼性向上のために、継続的かつ効率的に投資を行ってまいります。それにより、アジア・太平洋地域の新鋭製油所に伍する精製競争力を有し、引き続き社会に必要とされる製油所群であることを目指します。既に、統合 LP（リニアプログラミング）も活用し、富士石油を含めた 7 製油所における最適生産計画を策定できる環境を整備しております。なお、東亜石油のコーカー、富士石油のユリカ装置を最大限活用するとともに、千葉事業所における装置改造等により、グループ全体での重油生産比率を低減することで、2020 年に予定されている IMO 規制への対応を進めております。

（イ）燃料油事業の海外展開

今後も需要が拡大するアジア・太平洋地域におけるトレーディング事業、ベトナムにおけ

るニソン製油所の操業（2018 年 11 月 14 日付で商業運転を開始）と SS の展開、北米における卸事業、豪州における卸小売事業の展開を通じて、引き続き海外での燃料油事業の拡大を進めてまいります。

（ウ）特約店、販売店のネットワーク強化

特約店、販売店ネットワークは、燃料油、ガス等の、地域で必要となるエネルギー供給の担い手であります。特約店、販売店の経営力の安定化のため、また、地域の抱える課題の解決に貢献するために、今まで両社で培ってきたリテール施策を通じて、コンサルティング、情報処理、商品・サービスの開発・投入を行い、より一層強固な関係を構築してまいります。両ブランドの 6,500 の SS ネットワークは、立地上の補完関係にあります。お客様には両ブランドのネットワークを最大限活用していただけるよう、価値提供を行います。

また、デジタル技術（ICT）を活用した出荷予測、SS 在庫情報、船舶、ローリー運行状況等の情報をリアルタイムかつ双方向に高度に連携することで、物流システムの最適化、サービスの向上を実現しつつ、物流需要密度低下と現場人材不足に対応してまいります。

イ．基礎化学品セグメント

国内事業の収益基盤の安定化をさらに進めるため、千葉、四日市、山口のコンビナート顧客と連携し、事業環境に応じた安定生産と最適化、原料多様化によるコスト競争力強化を図ります。

燃料油事業と一体となった「Fuel to Chemical」の推進により、効率的な装置稼働と収益力向上、需要伸長が大きいアジアマーケットでベトナム・ニソン製油所から生産される製品（ベンゼン・パラキシレン）の販売拡大を確実に進めます。統合新社として、供給ソースが増える製品を軸に事業拡大とポートフォリオの選択幅を広げ、オレフィン、アロマ製品の事業基盤の安定化と収益の拡大を目指します。

ウ．高機能材セグメント

（ア）潤滑油

国内外の内燃機自動車の省燃費化に貢献するとともに、生産効率の向上につながる工業用潤滑油の開発に取り組みます。また、電気自動車、ロボット等の最新技術製品に対応する新油の開発を行います。さらに、海外生産拠点を拡充し、国内外自動車メーカーへの供給力を向上させてまいります。

加えて、シェルブランドの潤滑油に関しては、シェルルブリカンツジャパン株式会社において、シェルグループと協働し事業を進めてまいります。ガソリンエンジン油、ディーゼルエンジン油、自動車用ギヤ油、工業用潤滑油、グリースの各分野にて、高機能・高付加価値型潤滑油商品の開発に取り組み、車両や装置の省エネルギー化および安定稼働への貢献に努めます。また、車両向け潤滑油については、国内外の自動車メーカーや建設機械メーカーと共同で技術開発を進めてまいります。

（イ）機能化学品

エンジニアリングプラスチック、粘接着基材などの独自技術をベースに、国内外の成長市場や需要拡大が見込まれる用途での販売拡大を進めます。技術革新が速い自動車・電装部品

や情報通信機器、アジアを中心として需要が拡大している生活消費財などが主なターゲットとなります。市場のニーズに応えながら安定生産と事業規模拡大を進めるため、水添石油樹脂の海外生産を 2019 年度から開始し、シンジオタクチックポリスチレン樹脂の海外生産の検討も進めております。

（ウ）電子材料

市場拡大期に入った有機 EL 材料需要への対応のため、さらなる性能向上を実現できる研究開発体制を整備し、海外製造拠点を増強することで、ユーザーの期待に応えます。

（エ）高機能アスファルト

国内唯一の総合アスファルトメーカーとして、これまで培ってきた独自の技術力とノウハウを活かし、環境にやさしい商品を開発、提案してまいります。特に施工後の長寿命化や、施工性改善を通して、国内外の社会インフラ強靭化に貢献してまいります。

（オ）アグリバイオ

食の安全と農業の生産性向上を目指し、生物農薬の開発を進め、将来的な環境規制強化に対応し得る新たな農薬市場の開拓に取り組みます。

（カ）全固体リチウムイオン電池向け固体電解質

全固体化による電池性能向上によって、充電時間の大幅短縮や蓄電能力向上が図られ、EV をはじめ、リチウムイオン電池の活用範囲を広げることが可能となる全固体電池向け固体電解質の製品化研究を早め、2020 年代の上市を目指します。

エ．電力・再生可能エネルギーセグメント

これまで国内で整備してきた競争力ある自社電源を基盤としつつ外部調達を最適化することで、お客様に電力を供給します。また、当社は、風力、太陽光、バイオマスといった多様な再生可能エネルギー電源を有しており、今後も積極的に開発を推進するとともに、低炭素化社会のニーズに適応した販売メニューを展開します。ソーラーパネル事業においては、独自の薄膜系太陽電池技術を活かした製品を供給し、かつ、分散型電源として自家消費型モデル等の開発に取り組みます。さらに、海外におけるガス火力発電事業、再生可能エネルギー事業、バイオマス事業等に取り組みます。加えて、マイクログリッド等の次世代のエネルギーマネジメント事業の開発に取り組んでまいります。

オ．資源セグメント

世界的なエネルギー需要拡大を踏まえ、既存の石油、石炭の資源資産価値の維持・向上とアジア圏でのガス田開発に取り組みます。石炭については、安定かつ低廉なエネルギー源として資源開発を継続するとともに、環境負荷低減を図るため高効率燃焼技術の提案や石炭への混焼比率を高めることができるバイオマス燃料の製造技術を確立します。また、地熱開発については、大分地熱事業の維持・継続とともに、新規事業の調査・実証を進めます。

カ．研究開発および新ビジネス開発

当社は有機化学、無機化学、環境負荷物質の低減における知見、技術的強みを有しており、これらを高めることで新たな素材やプロセスの開発につなげてまいります。社会的課題の解決に向け、コーポレート研究や各事業に属する製品研究で培ってきた技術をクロスファ

ンクショナルにテーマ化し、国内外の大学、研究機関と連携するオープンイノベーションを推進します。

同時に、内外にインキュベーション機能を持ち、ベンチャー企業との提携、資本参加の積極的推進により、研究開発を加速するとともに、新たなビジネスを創生してまいります。さらに、デジタル技術（ICT）を取り入れ、次世代（Society5.0）のエネルギーインフラ構築と新たなビジネスモデル型事業の開発に取り組みます。

③ サステナビリティへの取組み

化石燃料を事業の中心とする統合新社にとって、地球環境への配慮・貢献や、SDGs の達成に向けた社会課題解決への貢献は必須であると考えております。以下の活動を通して、持続可能な地球環境と社会を実現しつつ、企業としての持続的成長を目指します。

・ 事業活動上排出する温室効果ガス（GHG）を削減する。
・ 外部機関の評価を積極的に活用し、事業活動目標に結びつける。
・ 当社グループの事業にかかわる全ての人々が活き活きと仕事に取り組める職場環境を整備する。
・ 当社グループの持つ事業資産と低炭素化技術を組み合わせ、課題解決につながる新たな事業創出を行う。

なお、具体的な数値目標および行動計画については、2019 年秋に発表する予定の中期経営計画で示します。

④ 財務上の課題

統合新社の経営目標の達成に向け、成長市場での事業展開を積極的に推進してまいります。そのためには、リスク対策および海外展開の強化に向けた資金調達力の向上の観点からさらなる財務基盤の強化が必要と考えております。

⑶ 主要な事業内容（2019 年 3 月 31 日現在）

区分	主要な事業内容
石油事業	石油製品等の製造、加工、輸送、貯蔵、販売および輸出入、都市ガス事業
エネルギーソリューション事業	太陽電池事業、電力事業
その他事業	建設工事、自動車用品の販売、不動産施設の賃貸ほか

⑷ 販売の状況

① 当社グループの販売の状況

当連結会計年度における当社グループの販売実績は、以下のとおりです。

区分	第 106 期（前期） 百万円	第 107 期（当期） 百万円	対前期増減 %
石油事業	1,921,302	2,936,009	+52.8
エネルギーソリューション事業	114,554	136,347	+19.0
その他事業	10,078	10,514	+4.3
合計	2,045,936	3,082,871	+50.7

注 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 各事業の販売実績の金額は、外部顧客への売上高を記載しております。

3. 当期は事業年度の変更により、15 ヵ月の実績を記載しております。

② 当社の製造、仕入および販売の状況

当事業年度における当社の石油製品等の製造、仕入および販売の状況は、以下のとおりです。

区分		第 106 期 （前期） 千 kl	第 107 期 （当期） 千 kl	対前期増減 %
製造および仕入数量	製造数量	16,132	21,943	+36.0
	仕入数量	11,160	14,143	+26.7
	合計	27,292	36,086	+32.2
販売数量	揮発油	9,148	12,019	+31.4
	灯軽油	10,875	15,234	+40.1
	重油	3,471	4,392	+26.5
	その他	3,785	4,702	+24.2
	合計	27,279	36,349	+33.2

注 1. 製造数量は、当社グループ製油所等に委託して製造した数量です。

2. 販売数量のうち、その他には、LP ガス、ナフサ、潤滑油、アスファルト等が含まれております

3. 当期は事業年度の変更により、15 ヵ月の実績を記載しております。

⑸ 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は 389 億円であり、その内容は、以下のとおりです。

区分		主要な設備投資の内容
石油事業	生産設備	製油所の操業維持・環境安全対策・省エネルギー対策・付加価値向上対策等
	販売設備	既存給油所の操業維持・環境安全対策、セルフサービス型給油所の建設等
	物流設備	油槽所の操業維持等
エネルギーソリューション事業	生産設備	太陽電池生産工場の操業維持等
	研究設備	太陽電池研究設備の補修等

⑹ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、自己資金、借入金、コマーシャル・ペーパーおよび社債により行っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当連結会計年度末日における借入金残高、コマーシャル・ペーパーおよび社債の発行残高は、以下のとおりです。

区分	第 106 期（前期） 百万円	第 107 期（当期） 百万円
短期借入金	23,715	29,725
１年内に返済する長期借入金	30,625	44,080
１年内に償還する社債	-	10,000
長期借入金	53,116	42,522
社債	10,000	-
合計	117,456	126,328

注．当連結会計年度中に発行したコマーシャル・ペーパーについては、いずれも当連結会計年度末日までに償還を完了しております。

⑺ 財産および損益の状況の推移

当社グループの当連結会計年度および過去３年間の財産および損益の状況は、以下のとおりです。

区分	2015 年度 第 104 期	2016 年度 第 105 期	2017 年度 第 106 期	2018 年度 （当期） 第 107 期
売上高(百万円)	2,177,625	1,726,075	2,045,936	3,082,871
経常利益または経常損失（△）(百万円)	△13,282	47,840	92,973	101,053
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失（△）(百万円)	△27,467	16,919	42,751	39,142
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）(円)	△72.93	44.92	113.51	104.43
総資産(百万円)	957,665	976,134	1,038,882	1,040,644

注 1.　１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は、発行済株式の総数より自己株式数を除いた期中平均株式数に基づき算出しております。

注 2.　当期は事業年度の変更により、15 ヵ月の実績を記載しております。

⑻ 重要な子会社・関連会社の状況（2019 年 3 月 31 日現在）

区分	会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
子会社	ソーラーフロンティア株式会社	10,000	100.0	太陽電池パネルの製造・販売
	昭和シェル船舶株式会社	450	100.0	外航船舶運送、船舶貸渡業
	株式会社ライジングサン	200	100.0	自動車用品販売、リース業、保険代理店業
	昭石エンジニアリング株式会社	100	100.0	産業施設の設計、建設工事および検査の請負
	シェルルブリカンツジャパン株式会社	310	100.0	潤滑油の製造・販売
	日本グリース株式会社	100	99.2	グリース・潤滑油の製造・販売
	若松ガス株式会社	470	97.8	都市ガス事業および石油製品の販売
	昭和四日市石油株式会社	4,000	75.0	石油製品の製造
	東亜石油株式会社	8,415	50.1	石油製品の製造
関連会社	株式会社エネサンスホールディングス	115	45.7	LP ガス販売会社等の管理
	西部石油株式会社	8,000	38.0	石油製品の製造
	丸紅エネルギー株式会社	2,350	33.4	石油製品の販売
	株式会社扇島パワー	5,350	25.0	受託発電
	ジクシス株式会社	11,000	20.0	LP ガス元売事業、海外トレーディングおよび卸売事業

⑼ 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

当社は、2018 年 1 月 5 日付で、当社の 100%出資子会社であるソーラーフロンティア株式会社をして、同社が営む太陽電池事業の一部を会社分割（新設分割）により、当社の 100%出資子会社である RS リニューアブルズ株式会社へ承継させております。

当社は、2018 年 7 月 1 日付で、当社の関連会社であるジクシス株式会社が営む碧南 LPG 基地の運営に関する事業を吸収分割により承継いたしました。

当社は、2019 年 4 月 1 日付で、出光興産株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

当社は、2019 年 5 月 15 日付で、2019 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、出光興産株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結いたしました。

⑽ 主要な営業所および工場（2019 年 3 月 31 日現在）

本社		東京都港区台場二丁目 3 番 2 号 （台場フロンティアビル）
石油事業	支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、首都圏支店（東京都港区）、関東支店（東京都港区）、中部支店（名古屋市）、近畿支店（大阪市）、中国支店（広島市）、九州支店（福岡市）
	製油所	昭和四日市石油株式会社四日市製油所（三重県四日市市） 東亜石油株式会社京浜製油所（川崎市） 西部石油株式会社山口製油所（山口県山陽小野田市）
	輸入基地	新潟石油製品輸入基地（新潟市）
	潤滑油工場	シェルルブリカンツジャパン株式会社 横浜事業所（横浜市） 同　神戸事業所（神戸市）
	グリース工場	日本グリース株式会社横浜工場（横浜市） 同　神戸工場（神戸市）
エネルギーソリューション事業	太陽電池工場	ソーラーフロンティア株式会社 国富工場（宮崎県東諸県郡国富町） 同　東北工場（宮城県黒川郡大衡村）
研究所		中央研究所（神奈川県愛甲郡愛川町） 厚木リサーチセンター（神奈川県厚木市） シェルルブリカンツジャパン株式会社 技術研究所（神奈川県愛甲郡愛川町）

注1. 当社は、2019 年 4 月 1 日付で出光興産株式会社との経営統合により機構を変更しております。これにより、首都圏支店の名称・所在地を関東第一支店（東京都中央区）、関東支店の名称・所在地を関東第二支店（東京都中央区）、近畿支店の名称を関西支店にそれぞれ変更しております。また、中央研究所および厚木リサーチセンターの名称を次世代技術研究所に変更しております。

⑾ 従業員の状況（2019 年 3 月 31 日現在）

当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
男　　子	715 名	177 名	45.2 歳	19.7 年
女　　子	206	22	41.9	17.7
合　　計	921	199	44.5	19.3

注 1. 従業員数は、臨時雇用および出向者を除いております。

2. 従業員数および平均年令は、受入出向者 225 名を含めて算出しております。

⑿ 主要な借入先（2019 年 3 月 31 日現在）

当連結会計年度末日における当社グループの主要な借入先および借入額は、以下のとおりです。

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	50,000 百万円
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	26,875
株式会社みずほ銀行	11,764
シンジケートローン(注)	10,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	8,664
株式会社三井住友銀行	4,050
三井住友信託銀行株式会社	2,000

注. 当社に対する協調融資であり、株式会社日本政策投資銀行をアレンジャーとして組成されたものです。

2. 会社の株式に関する事項（2019 年 3 月 31 日現在）

⑴ 発行可能株式総数　　440,000,000 株

⑵ 発行済株式の総数　　372,596,000 株

（うち、自己株式数　171,189 株）

⑶ 一単元の株式の数　　100 株

⑷ 株主および株式の所有者別分布

区　　分	株　主　数		所　有　株　式　数	
	2017.12.31 現在	2019.3.31 現在	2017.12.31 現在	2019.3.31 現在
個人株主・その他	35,295 名 96.87%	37,270 名 96.94%	32,679.5 千株 8.67%	33,231.2 千株 8.92%
政府・地方公共団体	0 名 0.00%	0 名 0.00%	0.0 千株 0.00%	0.0 千株 0.00%
金融法人株主	115 名 0.32%	89 名 0.23%	85,839.5 千株 22.78%	81,726.1 千株 21.93%
その他法人株主	484 名 1.33%	516 名 1.34%	124,602.1 千株 33.06%	124,809.7 千株 33.50%
外国人株主	543 名 1.49%	572 名 1.49%	133,729.3 千株 35.49%	132,828.9 千株 35.65%
合　　計	36,437 名 100.00%	38,447 名 100.00%	376,850.4 千株 100.00%	372,596.0 千株 100.00%

⑸ 大株主（上位 10 名）

株　　主　　名	持 株 数	持株比率
出　光　興　産　株　式　会　社	117,761.2 千株	31.62%
アラムコ・オーバーシーズ・カンパニー・ビー・ヴィ	56,380.0	15.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,986.3	5.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,450.9	3.61
SMBC 日興証券株式会社	5,374.4	1.44
ソシエテ・ジェネラル・パリ・エムアールシー・オーピーティー	4,872.4	1.30
ドイツ証券株式会社	4,593.0	1.23
エムエルアイ・フォークライアントジェネラル・オムニノンコラテラルノントリーティーピービー	4,556.4	1.22
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	3,908.5	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	3,631.8	0.97

注. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019 年 3 月 31 日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員 CEO	亀岡　剛		
代表取締役 副社長執行役員 兼石油事業 COO	岡田　智典	石油事業本部、R&D 戦略部門担当	富士石油株式会社取締役
取締役 取締役会議長	大塚　紀男	（社外取締役）	日本精工株式会社相談役 双日株式会社社外取締役
取締役	安田　結子	（社外取締役）	ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク　マネージング・ディレクター 株式会社村田製作所社外取締役
取締役	アンワール・ヒジャズィ	（社外取締役）	アラムコ・アジア社（中国）プレジデント・CEO
取締役	オマール・アル・アムーディ	（社外取締役）	アラムコ・アジア・ジャパン株式会社代表取締役社長
取締役	関　大輔	（社外取締役）	
取締役	齊藤　勝美	（社外取締役）	
常勤監査役	髙橋　研児		
常勤監査役	吉岡　勉		
監査役	宮崎　緑	（社外監査役）	千葉商科大学教授・国際教養学部学部長・理事
監査役	山岸　憲司	（社外監査役）	リソルテ総合法律事務所弁護士

注 1. 行動原則担当は、社長執行役員 CEO です。また、監査部門および統合準備室は、社長執行役員 CEO 直轄です。

2. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。
   新任　　オマール・アル・アムーディ、関大輔、齊藤勝美
   退任　　武田稔、中村高、ナビル・エー・アルヌエイム
   （異動日は、いずれも 2018 年 3 月 28 日です。）

3. 当事業年度末日後の取締役、監査役の異動は、次の通りです。

新任

取締役：新留加津昭、松下敬、平野敦彦

（代表取締役社長：新留加津昭）

監査役：谷田俊之

辞任により退任

取締役：亀岡剛、岡田智典、大塚紀男、安田結子、アンワール・ヒジャズィ、
オマール・アル・アムーディ、関大輔、齊藤勝美

監査役：吉岡勉、宮崎緑、山岸憲司

（異動日は、いずれも 2019 年 4 月 1 日です）

4. 当社は、2019 年 3 月 27 日付で東京証券取引所第一部の上場を廃止し、また、2019 年 4 月 1 日付で、監査役会を廃止するとともに株式の譲渡制限の定めを定款に設けております。
5. 当事業年度中に、代表取締役岡田智典氏は、富士石油株式会社の取締役に、取締役大塚紀男氏は、日本精工株式会社の相談役および双日株式会社の社外取締役に、取締役安田結子氏は、株式会社村田製作所の社外取締役に、取締役アンワール・ヒジャズィ氏は、アラムコ・アジア社（中国）のプレジデント・CEO に、それぞれ就任しております。
6. 当事業年度中に、代表取締役岡田智典氏は、シェルジャパントレーディング株式会社の代表取締役社長、西部石油株式会社の取締役、昭石インターナショナル株式会社の代表取締役および昭石オーバーシーズ＆インベストメント株式会社の代表取締役を、取締役大塚紀男氏は、日本精工株式会社の名誉会長および一般社団法人日本ベアリング工業会の会長を、取締役安田結子氏は、SCSK 株式会社の社外取締役を、取締役アンワール・ヒジャズイ氏は、アラムコ・アジア・ジャパン株式会社の代表取締役社長を、それぞれ退任いたしました。
7. 富士石油株式会社は、当社の特定関係事業者であり、石油製品の売買取引を行っております。
8. 当社は、双日株式会社と石油製品に関する取引を行っております。
9. 当社と日本精工株式会社、ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インクおよび株式会社村田製作所との間には、いずれも特段の関係はございません。
10. サウジ・アラムコ社（サウジアラビア）は、当社の特定関係事業者であり、原油売買取引を行っております。また、同社の子会社であるアラムコ・オーバーシーズ・カンパニー・ビー・ヴィ社は、当社に出資をしております。
11. アラムコ・アジア社（中国）との間には、特段の関係はございません。
12. 当社とアラムコ・アジア・ジャパン株式会社との間には、人材交流があるほかは、特段の関係はございません。

13.当社と千葉商科大学およびリソルテ総合法律事務所との間には、いずれも特段の関係はございません。

⑵ 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等は、以下のとおりです。

	取締役		監査役		合計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬	11 人 (9)	284 百万円 (92)	4 人 (2)	103 百万円 (35)	15 人 (11)	387 百万円 (127)
役員賞与	2 (-)	69 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	69 (-)
合計	[redacted]	353 (92)	[redacted]	103 (35)	[redacted]	457 (127)

注 1. 取締役の報酬限度額は、2014 年 3 月 27 日開催の第 102 回定時株主総会において、総額を月額 45 百万円以内と決議されております。監査役の報酬限度額は、2008 年 3 月 28 日開催の第 96 回定時株主総会において、総額を月額 10 百万円以内と決議されております。

2. 上記には、2018 年 3 月 28 日開催の第 106 回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 3 名に対する報酬を含んでおります。なお、3 月末現在の支給人員は、取締役 8 名、監査役 4 名です。

3. 括弧内の数字は、社外役員の支給員数または支給額です。

⑶ 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	取締役会および監査役会における発言の状況・内容等
大塚紀男 （社外取締役）	取締役会 100% （18 回中 18 回）	長年経営に携わった経験と国際的な知見から、当社の企業活動に対する助言を行いました。 また、当社の経営の監督と執行の分離による監督の実効性を強化する目的から、2018 年 3 月以降は、取締役会議長を務めておりました。
安田結子 （社外取締役）	取締役会 100% （18 回中 18 回）	経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の企業活動に関する助言を行いました。
アンワール・ヒジャズィ （社外取締役）	取締役会 100% （18 回中 18 回）	エネルギー業界における広範な知見と国際的なマネジメント経験をもとに、当社の企業活動に対し助言を行いました。
オマール・アル・アムーディ （社外取締役）	取締役会 94% （17 回中 16 回）	エネルギー業界における広範な知見と国際的なマネジメント経験をもとに、当社の企業活動に対し助言を行いました。

関大輔 （社外取締役）	取締役会 94% （17 回中 16 回）	経営に関する高い知見とエネルギー業界における豊富な経験から、当社の企業活動に対する助言を行いました。
齊藤勝美 （社外取締役）	取締役会 88% （17 回中 15 回）	経営に関する高い知見とエネルギー業界における豊富な経験から、当社の企業活動に対する助言を行いました。
宮崎緑 （社外監査役）	取締役会 94% （18 回中 17 回） 監査役会 100% （24 回中 24 回）	監査役会において活発に意見を述べました。また、取締役会においては、各方面における幅広い経験と知見から、当社の企業活動に対する助言を行いました。
山岸憲司 （社外監査役）	取締役会 100% （18 回中 18 回） 監査役会 100% （24 回中 24 回）	監査役会において活発に意見を述べました。また、取締役会においては、弁護士として、専門的見地に基づき、当社の企業活動に対する助言を行いました。

注 1. オマール・アル・アムーディ、関大輔、齊藤勝美の 3 氏は、2018 年 3 月 28 日付で当社取締役に就任いたしましたため、就任後に開催された取締役会を対象としております。

2.なお、関大輔、齊藤勝美の 2 氏の欠席回数には、議案（出光興産株式会社との経営統合）に関して利害関係を有する恐れがあるとの判断によるものが 1 回含まれます。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役大塚紀男、同安田結子、同アンワール・ヒジャズィ、同オマール・アル・アムーディ、同関大輔、および同齊藤勝美、ならびに社外監査役宮崎緑および同山岸憲司の各氏は、2019 年 3 月 31 日まで、当社と会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりました。なお、各氏は、2019 年 4 月 1 日付で辞任しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金 1,000 万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

PwC あらた有限責任監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	142,191 千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	217,748 千円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務であるライセンス料検証業務、および米国税制に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

3. 当社監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業内容や事業規模に照らし適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第 399 条第 1 項の同意の判断を行っております。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断した場合、監査役は監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針となっております。また、会計監査人が適格性および信頼性等において問題があると認められる場合や、より適正な監査が期待できる等の理由により会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、監査役は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に諮る方針となっております。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況（2019 年 3 月 31 日現在）

⑴ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

当社取締役会において決議した体制の内容は、以下のとおりです。（2018 年 3 月 28 日改定）

1. 取締役・執行役員・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a．取締役・執行役員・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、行動原則および独占禁止法、公務員贈賄防止法その他主要な規制法令に関連する規程

を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。

b．取締役会は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款および取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。また、複数の独立役員を選任し、経営の透明性の一層の向上と客観性の確保を図る。

c．監査役会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報および意見の交換を行う。

d．行動原則担当役員、リスクマネジメント委員会およびコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。

e．監査部門は代表取締役 社長執行役員 CEO へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。

f．財務報告の適正性および法令遵守状況等について、各執行役員から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長 執行役員 CEO は財務報告に係わる内部統制の評価、報告を行う。

g．内部通報制度の窓口を社内外に設置する。また、その運用に関する規則を定め、通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。

h．反社会的勢力への対応を所管する部署を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。

2. 取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

a．情報セキュリティおよび情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。

b．個人情報保護に関する規程を整備し、安全に保管・管理する。

c．情報開示に関する規程を整備し、適時かつ適切に情報を開示する体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社グループを取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、それらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。

b．健康、安全、危機管理および環境保全についての基本方針を定め、専門部署を置いて全社的な教育訓練活動を行うとともに、管理体制を定期的に監査し、改善につなげる。

c．災害や事故等の不測の事態発生時においても重要な事業を継続させるために、危機管

理計画ならびに事業継続計画を定め、定期的に訓練と見直しを行う。

4. 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とするとともに全社事項、戦略事項ならびに石油事業およびエネルギーソリューション事業の各事業本部における重要事項については、取締役会の委任を受けた経営会議の合議により決定する。

b．取締役会、経営会議ならびに各執行役員の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。

c．全社の重要な事項の決定に際しては、コーポレート部門をはじめ、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を設置して、取締役会、経営会議ならびに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。

d．中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

e．情報セキュリティが確保された IT 環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。

5. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正性を確保するための体制

a．当社グループは、当社の行動原則、健康、安全、危機管理および環境保全に関する基本方針、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。

b．子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の経営における適正かつ効率的な運営を図るため、子会社管理に関する基本規程および運用基準を策定する。

c．子会社の業務の適正性を確保するため、必要に応じて取締役および監査役を派遣するほか、子会社の事業運営に関する重要事項については当社の事前承認を必要とする。

d．子会社の管理責任部署を定めたうえで、管理責任部署は子会社を取り巻く様々なリスクの特定および分析を行い、それらのリスクの特性に応じた対応策を子会社各社とともにマネジメントする。その状況については適宜リスクマネジメント委員会へ報告することで、グループ全体におけるリスクを統括する。

e．監査部門は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に関する監査を行うと共に、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。

f．子会社等の責任者に対し、財務報告の適正性および法令遵守等にかかる諸施策の実施状況について定期的に確認書の提出を求め、その実効性を確認するとともに定期的な

見直しを行う。

g．子会社の内部通報制度の窓口を社内外に設置する。また、その運用に関する規則を定めて通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

a．監査役の職務を補助する監査役会事務局を設置し、専任の従業員を配置するものとする。

b．前号の従業員の人数、人選等については常勤監査役との間で協議のうえ決定する。

7. 前号の従業員の取締役からの独立性および監査役の当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項

a．監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。

8. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

a．当社および子会社の役員および従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または当社グループ経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査役に報告するものとする。

b．前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。

c．当社監査役と子会社の監査役は定期的に情報交換会を開催し、当社グループ全体の監査の充実を図る。

d．内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査役へ報告を行う。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項

a．監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用ま

たは債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査役は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査役会に送付する。

b．監査部門または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と監査部門または会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。

⑵ 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、従前より、「内部統制に関する基本方針」に基づき、コンプライアンスに関する教育・啓発活動を展開しております。また、当社グループ全体における業務の適正性を確保するため、子会社に対しても、内部統制の整備と推進を徹底しており、企業集団としてさらなる内部統制体制の構築・運用の向上に努めております。当連結会計年度における当該体制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

コンプライアンスに対する取組みの状況

「行動原則」および各種規程の遵守の実効性を確保するため、社長執行役員 CEO を委員長とするリスクマネジメント委員会を四半期毎に開催し、グループ内のコンプライアンス懸念通報事例の共有と協議、コーポレートリスクの協議などを通して内部統制体制の改善、強化を図っております。

また、コンプライアンス意識の醸成と知識の向上を目的とした階層別研修やグループ内の全役職員を対象とした e ラーニングを実施し、当社およびグループ会社向けの情報提供サイト「コンプライアンスの部屋」などを通じて、グループ内の違反事例や他社事例などを共有することで、再発防止と啓発に努めております。

なお、内部通報制度として、「社員相談窓口（VOP）規則」に基づき、受付窓口である Voice of People（VOP）を社内外に設け、運用しております。

損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループを取り巻く様々なリスクについては、「リスクマネジメントシステムガイドライン」に則り、個々のリスクの特性に応じた対応策を明記した「ビジネスコントロールマトリクス」を作成し、リスクの管理を図っております。

HSSE に関するリスクや管理体制については HSSE マネジメントシステムに基づき、各部門や各子会社にて改善活動を実施しております。

さらに、当社では、首都圏直下型・南海トラフ巨大地震等具体的なケースを想定して、「危機管理総合訓練」や「安否確認システム訓練」を実施、あわせて「危機管理計画書」および「事業継続計画書」を定め、実際の危機に際してスムーズな安否確認と事業継続が可能となるよう、定期的に見直しを行っております。

取締役・執行役員の職務執行の適正および効率性の確保に対する取組みの状況

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保の観点から、経営執行の最高責任者である社長執行役員 CEO と、経営の監督を行う取締役会における議長の役割を分離し、取締役会議長は業務執行に関与しない社外取締役の中から選定しております。業務執行における重要事項については、取締役会の委任を受けた、社長執行役員 CEO、副社長執行役員および担当執行役員から構成される経営会議において決定しております。また、取締役会、経営会議ならびに各取締役および担当執行役員の決裁権限を明確に定めることで、迅速な意思決定を行うことができる体制を確保しております。

監査役の監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役の監査を実効的なものとするため、業務執行部門は、取締役会や経営会議、各種委員会などの重要な会議において、監査役と情報共有を図っております。また、各グループ会社の監査役、会計監査人および監査部は、当社監査役との間で定期的に情報交換を行い、当社グループ全体の監査の充実を図っております。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社は、「関係会社規程」および関連規程に則り、各グループ会社の管理責任部署を定めるとともに、当社グループにおける業務の適正を全社的に統括管理しております。子会社の事業運営に関する重要事項については、管理責任部署および経営企画部が協議したうえで当社の事前承認を得る手続をとっております。

また、当連結会計年度において、当社はグループ会社役員を対象とした研修を実施したほか、当社監査部門による子会社に対する定期的な監査に加え、当社より派遣した監査役により、子会社に対して会計監査のみならず業務監査も実施することで、各種統制施策の実施状況を監査しております。

監　査　報　告　書

私たち監査役は、2018年1月1日から2019年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．　監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．　後発事象

2019年5月15日開催の当社および出光興産株式会社の取締役会において、当社と出光興産株式会社の間で、2019年7月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、出光興産株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割契約の契約を決議し、同日付で締結いたしました。当該事項は、監査役の意見に影響を及ぼすものではありません。

2019年5月15日

昭和シェル石油株式会社

監査役　高橋研児

監査役　谷田俊之

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

昭和シェル石油株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 剛

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤達也

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大橋佳之

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の2018年１月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和シェル石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社及び出光興産株式会社は、2018年12月18日に開催した両社の臨時株主総会における承認及び本経営統合に必要な関係官庁からの許認可の取得を受け、2019年４月１日付で出光興産株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年５月14日

昭和シェル石油株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 剛 

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤達也 

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大橋佳之 

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の2018年1月1日から2019年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社及び出光興産株式会社は、2018年12月18日に開催した両社の臨時株主総会における承認及び本経営統合に必要な関係官庁からの許認可の取得を受け、2019年４月１日付で出光興産株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響するものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

別紙 3

【吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象】

1. 出光興産との間の株式交換

昭和シェルは、2018 年 10 月 16 日付で出光興産との間で締結した株式交換契約に基づき、2019 年 4 月 1 日を効力発生日として、出光興産を株式交換完全親会社、昭和シェルを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

2. 自己株式の消却

昭和シェルは、2019 年 3 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議し、当該決議に基づき、自己株式を消却いたしました。

(1) 自己株式消却の理由

上記 1. の株式交換契約において、昭和シェル及び出光興産は、出光興産が昭和シェルの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)に昭和シェルが保有する全ての自己株式を消却する旨の合意をしており、この合意に基づき、自己株式の消却を行ったもの

(2) 自己株式の消却に係る決議事項の内容

①消却する株式の種類：普通株式

②消却する株式の数：基準時において昭和シェルが保有する全ての自己株式

③消却日：2019 年 4 月 1 日(基準時において消却)

(3) 自己株式の消却結果

基準時において昭和シェルが保有していた自己株式 171,689 株の全てを、基準時をもって消却いたしました。

3. 剰余金の配当

昭和シェルは、2017 年に新たに策定した中期事業戦略に基づく「更なる株主還元」及び「将来の成長に向けた戦略投資」を強化するため、2018 年 10 月 16 日開催の取締役会において、基準日を 2019 年 3 月 31 日、効力発生日を 2019 年 6 月 28 日として、1 株当たり金 85 円の剰余金の配当を実施することを決議いたしました。また、当該剰余金の配当につきましては、2018 年 12 月 18 日開催の臨時株主総会において正式に決定されました。配当金の総額金は 31,656,108,935 円です。

4. 出光興産との間の吸収分割

昭和シェルは、2019 年 5 月 15 日付で出光興産との間で締結した吸収分割契約に基づき、2019 年 7 月 1 日を効力発生日として、昭和シェルの全事業を出光興産が承継する吸収分割を行いました。

5. 資本金及び資本準備金の額の減少

昭和シェルは、2020 年 2 月 14 日付の臨時株主総会決議により、以下のとおり、資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議しました。

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額 34,197,585,900 円のうち、33,997,585,900 円

(2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額 22,045,619,938 円のうち、22,045,619,938 円

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日

2020 年 3 月 31 日

以　上

別紙 4

【吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 昭和シェルとの間の株式交換

出光興産は、2018 年 10 月 16 日付で昭和シェルとの間で締結した株式交換契約に基づき、2019 年 4 月 1 日を効力発生日として、出光興産を株式交換完全親会社、昭和シェルを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

2. 昭和シェルとの間の吸収分割

出光興産は、2019 年 5 月 15 日付で昭和シェルとの間で締結した吸収分割契約に基づき、2019 年 7 月 1 日を効力発生日として、昭和シェルの全事業を出光興産が承継する吸収分割を行いました。

3. 無担保社債の発行

出光興産は、2019 年 9 月 13 日開催の取締役会において、以下のとおり無担保社債を発行することを決議いたしました。

(1)	社債の名称	出光興産株式会社第 8 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	出光興産株式会社第 9 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	出光興産株式会社第 10 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
(2)	社債の総額	金 10,000,000,000 円	金 10,000,000,000 円	金 10,000,000,000 円
(3)	各社債の金額	金 100,000,000 円	金 100,000,000 円	金 100,000,000 円
(4)	社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用	本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第 67 条第 1 項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。		
(5)	利率	年 0.090%	年 0.180%	年 0.280%
(6)	払込金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円		
(7)	償還金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円		
(8)	年限及び償還方法	5 年 ①償還期限 本社債の元金は、2024 年 9 月 20 日にそ	7 年 ①償還期限 本社債の元金は、2026 年 9 月 18 日に	10 年 ①償還期限 本社債の元金は、2029 年 9 月 20 日に

		の総額を償還する。	その総額を償還する。	その総額を償還する。
		②買入消却 振替機関が定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも行うことができる。		
(9)	利　払　日	毎年3月20日及び9月20日		
(10)	申 込 期 間	2019年9月13日		
(11)	払 込 期 日	2019年9月20日		
(12)	募集の方法	一般募集		
(13)	担保及び保証の有無	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。		
(14)	財務上の特約	担保提供制限条項が付されている。		
(15)	引 受 会 社	SMBC 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	みずほ証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、大和証券株式会社	SMBC 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、大和証券株式会社
(16)	申込取扱場所	引受会社の本店及び国内各支店		
(17)	財務代理人、発行代理人及び支払代理人	三井住友信託銀行株式会社		
(18)	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構		
(19)	取 得 格 付	A(株式会社格付投資情報センター)		

4. 自己株式の取得及び消却

出光興産は、2019年11月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の拡充を図るとともに、資本効率の向上及び株式数削減を通じた一株当たり利益の向上を目指すため。

(2) 自己株式の取得に係る決議事項の内容

①取得する株式の種類：普通株式

②取得する株式の総数：4,800,000 株(上限)(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.59%)

③株式の取得価額の総額：金 12,000,000,000 円(上限)

④取得期間：2019 年 11 月 15 日～2020 年 3 月 24 日

⑤取得方法：市場買付

(3) 自己株式の取得結果

上記市場買付による取得の結果、出光興産の普通株式 4,060,800 株(取得価額の総額金 11,999,847,800 円)を取得いたしました。

(4) 自己株式の消却に係る決議事項の内容

①消却する株式の種類：普通株式

②消却する株式の数：上記(2)により取得した自己株式の全株式数

③消却予定日：2020 年 4 月 30 日

別紙５

【本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項】

出光興産の最終事業年度の末日(2019年３月31日)現在の貸借対照表における資産の額は2,375,455百万円、負債の額は1,785,813百万円、純資産の額は589,641百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本吸収分割により、出光興産が昭和シェルより承継する資産の額は 24,400 百万円(概算)、負債の額は3,400百万円(概算)となる見込みです。

また、出光興産において、同日から本吸収分割の効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後においても、出光興産が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後の出光興産の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、出光興産の収益状況、キャッシュ・フロー等に鑑みて、本吸収分割の効力発生日以後における出光興産の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以　上